

国保だより

国民健康保険では、国や県、町からの補助金と、加入する皆さんにお支払いいただく保険税を財源としていますが、一人当たりの医療にかかる費用が年々増え続けています。日頃から、体調管理に気を配り、適切な医療受診を心がけましょう。

医療費を節約するために

かかりつけ医をもち、はしご受診、時間外受診は控えましょう

- ・病気やけがをしたとき、気軽に相談でき、病歴などを把握してもらうことで、より適切な医療を受けられます。
- ・診療に対する心配や不信は、まずきちんとかかりつけ医に相談しましょう。自分の判断だけで受診先を変更すること（はしご受診）は、金銭的にも身体的にも負担が大きくなります。また、やむをえない場合以外は、時間外受診は控えましょう。

ジェネリック医薬品やお薬手帳を上手に利用しましょう

- ・ジェネリック医薬品とは、特許が切れた新薬と同じ有効成分で製造された薬です。研究開発コストが少なく、新薬より安価で購入することができます。
- ・お薬手帳を1冊にまとめ、活用しましょう。薬の飲み合わせやもらい過ぎに気をつけ、また薬が余っているときは、医師や薬剤師にチェックしてもらいましょう。



新型コロナウイルス感染症の影響で収入減少に伴う減免について

国保税の納付が困難になった方は、減免などが受けられることがありますのでご相談ください。

～減免の対象となる世帯～

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の廃止等や失業した世帯
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入や給与収入など減少が見込まれ、下記の要件の全てに該当する世帯
- 4 離職後、就職活動中に、新型コロナウイルス感染症の影響で再就職が困難かつ、下記の要件の全てに該当する世帯

【要件】

- ① 事業収入等のいずれかの減少額が前年の額の10分の3以上であること。
- ② 前年の所得の金額の合計額が1,000万円以下であること。
- ③ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

～減免の対象となる保険税～

令和元年度及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に通常の納期限のもの。（年金天引の場合は、年金支払日のもの）

※減免額の算定方法についてはお問い合わせください。

令和2年度 脳いきいきセラピー参加者募集！！

いつまでも健康で元気に生活するために、認知症を予防しましょう。

◎**内容** 脳をいきいきと保つための脳トレ、体操等

◎**対象** 65歳以上の方

◎**期日** 第2・第4水曜日

令和2年 12月9日、23日、

令和3年 1月13日、27日、2月10日、24日

◎**時間** 午前10時30分～午前11時30分（受付：午前10時15分～）

◎**場所** 社会福祉法人 浩仁会 桜坂（野479番地1、☎36-1331）

◎**定員** 15名程度（先着順）

◎**費用** 無料

◎**申込方法** 下記へお申し込みください

※第1～6公民館から送迎車が出ますので、希望される方は申込時に相談してください。



新型コロナウイルス感染症対策のため、密を防ぎ少人数での開催となります。

その他の認知症予防教室に参加していない方の参加を優先させていただきます。

定員になり次第締め切りとさせていただきますので、お早めにお申し込みください。

問合せ先 地域包括支援センター ☎34-1111

大野町建築物等耐震化促進事業

地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、建物の耐震診断を実施します。事業の具体的な基準など詳しくはお問い合わせください。

◇木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震診断を無料で実施します。

●対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅

●耐震診断を受けることができる方

対象となる住宅の所有者

●受付期間

（第3次）令和2年11月13日（金）まで

※申込み受付は先着順です。

申込・問合せ先 建設課 ☎34-1111